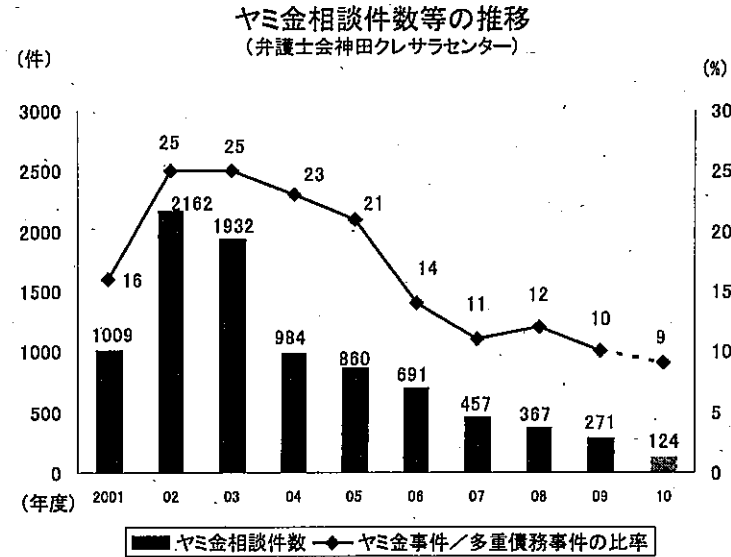
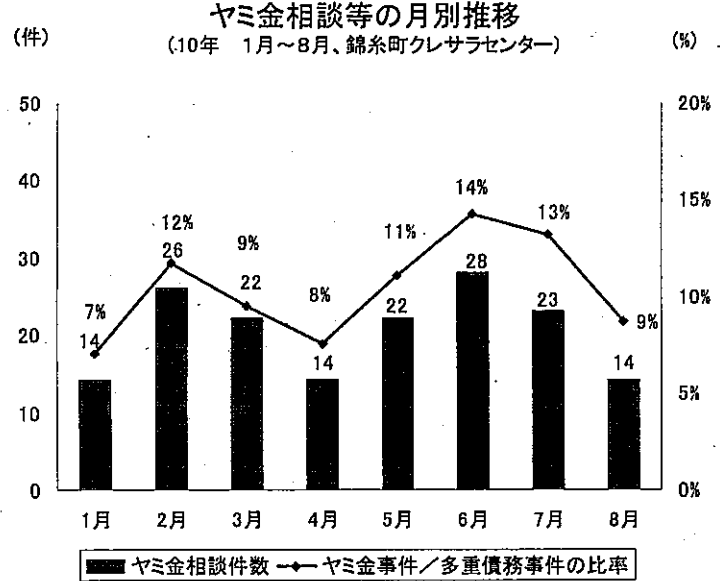
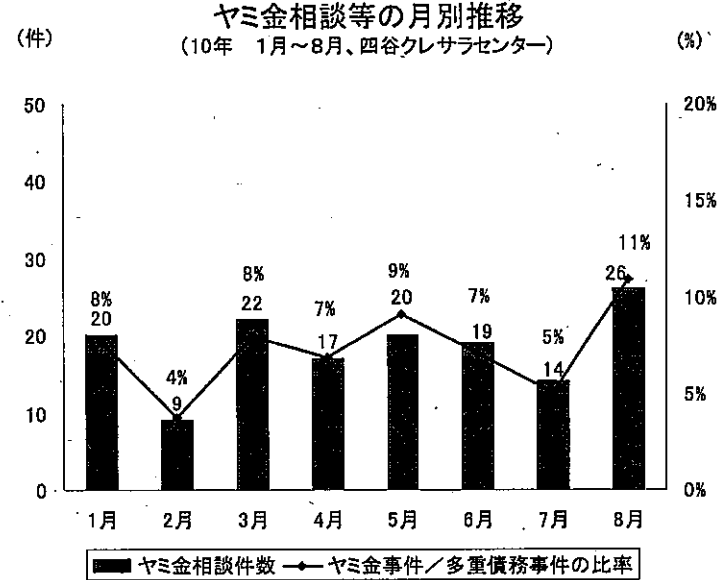
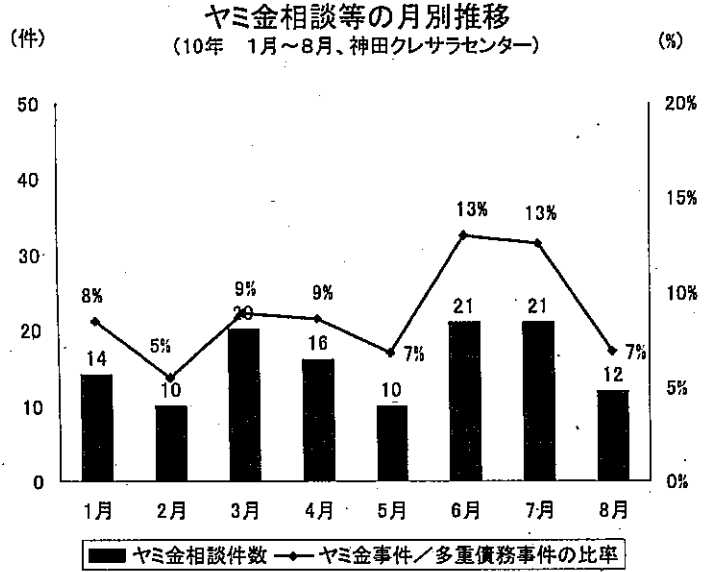


# ヤミ金相談等の月別推移(2010年1月～8月)



# 改正貸金業法完全施行・全国一斉多重債務相談会

2010年6月5日～7月31日で各地の弁護士会で実施。

弁護士会名	実施日	実施方法	対面相談会実施場所	相談件数合計
東京 第一東京 第二東京	6月18日(金)10:00～16:00	電話相談会		63
横浜				
埼玉	6月26日(土)10:00～16:00	対面相談会 電話相談会	埼玉弁護士会館	
千葉県	6月18日(金)10:00～19:00	対面相談会 電話相談会	千葉県弁護士会弁護士会館	21
茨城県				
栃木県	6月19日(土)10:00～14:00	電話相談会		8
群馬	6月26日(土)13:00～16:00	対面相談会	前橋:群馬県庁昭和庁舎 伊勢崎:伊勢崎市文化会館 高崎:ピエント高崎 桐生:桐生織物会館	14
静岡県				
山梨県				
長野県				
新潟県	6月19日(土)10:00～12:00 13:00～15:00	対面相談会 電話相談会	新潟県弁護士会館	11
大阪	6月18日(金)10:00～17:00	電話相談会		56
京都				
兵庫県	6月19日(土)13:00～16:00	対面相談会	兵庫県弁護士会総合法律センター 神戸相談所・西播磨相談所	24
	6月26日(土)13:00～16:00	対面相談会		
	6月19日(土)13:00～16:00	対面相談会 電話相談会	兵庫県弁護士会総合法律センター 尼崎相談所	
	6月26日(土)13:00～16:00	対面相談会 電話相談会		
奈良	6月18日(金)13:00～14:00	電話相談会		9
滋賀	6月18日(金)13:30～16:00	対面相談会	大津地区:滋賀弁護士会 彦根地区:相談担当法律事務所 長浜地区:相談担当法律事務所	6
和歌山	7月7日(水)13:30～16:30	対面相談会	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	12
愛知県	6月15日(火)10:00～18:00	電話相談会		69
	6月16日(水)10:00～18:00			
	6月17日(木)10:00～18:00			
	6月18日(金)10:00～18:00			
	6月19日(土)10:00～16:00			
三重	6月18日(金)16:00～22:00	電話相談会		8
岐阜県	6月18日(金)9:00～15:00	電話相談会		9
福井	6月19日(土)	対面相談会	福井弁護士会	8
金沢	6月18日(金)10:00～15:00	電話相談会		7
富山県	6月23日(水)10:00～16:00	電話相談会		9
広島				
山口県	6月16日(水)10:00～12:00・ 13:00～15:00	対面相談会	山口:山口県弁護士会館 周南:山口県弁護士会周南地区会 防府:いたむら法律事務所 萩:萩法律相談センター 宇部:トキワ法律事務所 下関:山口県弁護士会下関地区会 岩国:山口県弁護士会岩国地区会	13
	6月18日(金)10:00～12:00・ 13:00～15:00			
岡山	6月25日(金)9:30～12:30	対面相談会	岡山弁護士会館	3
鳥取県				

弁護士会名	実施日	実施方法	対面相談会実施場所	相談件数合計
島根県	6月16日(水)10:00~12:00 13:00~15:00	対面相談会	島根県弁護士会	3
福岡県	6月26日(土)10:00~17:00	電話相談会	福岡, 北九州, 筑後	20
佐賀県	6月5日(土)10:30~12:30	電話相談会		
	6月12日(土)10:30~12:30			
	6月19日(土)10:30~19:30			
	6月26日(土)10:30~12:30			
	7月3日(土)10:30~12:30			
	7月10日(土)10:30~12:30			
	7月17日(土)10:30~12:30			
	7月24日(土)10:30~12:30			
7月31日(土)10:30~12:30				
長崎県	6月29日(火)10:00~16:00	対面相談会	長崎地区:メルカつきまち 佐世保地区:県北振興局天満庁舎	14
大分県	7月2日(金)10:00~12:00	対面相談会	大分県弁護士会館	0
熊本県				
鹿児島県	6月18日(金)10:00~12:00 13:00~15:00	対面相談会 電話相談会	鹿児島県弁護士会	17
	6月18日(金)13:30~16:30	対面相談会		
宮崎県	6月18日(金)13:30~16:30	対面相談会	宮崎県弁護士会館	7
	6月20日(日)10:00~16:00	電話相談会		
沖縄	6月18日(金)13:00~16:30	対面相談会	八汐荘	9
仙台	6月18日(金)10:00~20:00	電話相談会		29
福島県	6月18日(金)13:00~16:00	電話相談会	福島市・郡山市・いわき市・会津若松市	27
	6月18日(金)13:00~15:00	対面相談会		
山形県	6月1日(火)10:00~15:00	対面相談会		17
	6月25日(金)10:00~15:00	電話相談会		
岩手	6月19日(土)10:00~16:00	対面相談会	盛岡, 北上, 一関, 釜石	60
	7月10日(土)10:00~16:00	対面相談会		
秋田	6月18日(金)10:00~15:00	電話相談会		12
青森県				
札幌				
函館	6月18日(金)13:00~16:30	対面相談会	函館弁護士会	6
旭川	6月21日(月)9:00~12:00・ 13:00~16:00	電話相談会		18
	6月22日(火)9:00~12:00・ 13:00~16:00			
	6月24日(木)9:00~12:00・ 13:00~16:00			
	6月25日(金)9:00~12:00・ 13:00~16:00			
釧路	6月18日(金)10:00~16:00	対面相談会	釧路弁護士会館ほか	15
	6月18日(金)10:00~16:00	電話相談会		
香川県	6月19日(土)10:00~14:00	対面相談会	香川県弁護士会館	12
徳島	6月18日(金)13:00~16:00	対面相談会	徳島市:徳島弁護士会 阿南市:阿南市消費生活センター 美馬市:美馬市消費生活センター	20
高知	6月28日(月)10:00~16:00	対面相談会 電話相談会	高知弁護士会館	32
愛媛				
				668

## 債務整理事件処理に関する指針

(平成21年7月17日理事会議決)

改正 平成22年3月18日

### (目的)

第1条 当連合会は、債務整理事件処理の目的が債務者の経済的更生にあることにかんがみ、債務整理事件を受任する弁護士による不適切な事件処理を防止するため、債務整理事件の受任及び処理にあたり配慮すべきと思料される事項を示すことを目的として、この指針を定める。

### (定義)

第2条 本指針において、「債務整理事件」とは、金融業者に対して債務を負担する者から受任する任意整理事件（過払金返還請求をする場合を含む。）、破産申立事件、民事再生申立事件、特定調停申立事件及びこれに類する事件をいう。

### (配慮すべき事項)

第3条 弁護士が債務整理事件の受任及び処理にあたり配慮すべきと思料される事項は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 直接かつ個別の面談の原則

債務整理事件を受任するに際しては、次に掲げる場合等特段の事情のある場合を除き、当該事件処理を受任する弁護士（以下「受任弁護士」という。）が委任者である債務者（以下「債務者」という。）と直接かつ個別に面談を行い、債務の内容、生活状況等を丹念に聴き取り、債務者の現状を十分に把握した上で事件処理についての見通し、方針等を説明し、事件処理を予定しない弁護士に債務者の依頼意思確認だけのための面談等をさせたり、同時に多数の債務者に対する説明会を行ったりしないものとする。

ア 従前から債務者と面識があり、既に信頼関係が構築されている等直接面談を行った上で受任する必要性が乏しいと認められる場合

イ 直接面談を行っていない保証人（連帯保証人を含む。）からの依頼を、主たる債務者とともに受け、かつ、債権者の厳しい取立てを速やかに中止させる必要がある等直接面談を行う前に受任する必要性及び相当性が認められる場合

ウ 債務者が離島等交通手段が限られる地域に居住する等の事情があり、かつ、債権者の厳しい取立てを速やかに中止させる必要がある等直接面談を行う前に受任する必要性及び相当性が認められる場合

#### (2) 弁護士費用の説明等

ア 債務整理事件を受任するに際して弁護士の報酬及びその他の費用（以下「弁護士費用」という。）について説明するに際しては、具体例を用いる等分かりやすく説明することを心がけること。

イ 弁護士費用に関する事項について委任契約書に記載するに際しては、具体的かつ分かりやすい記載となるよう心がけること。

#### (3) 民事法律扶助の告知

弁護士職務基本規程第33条においては、法律扶助制度を説明するよう努めることとされているが、債務整理事件では委任者が法律扶助基準に該当する場合が多いので、できる限り、民事法律扶助制度の存在、委任者がその基準に該当するか否かの見通し、該当する場合の弁護士費用に関する負担その他必要な事項について説明し、債務者の権利の保護が図られるようにすること。

(4) 依頼の趣旨の尊重

ア 債務整理事件を受任するに際しては、「家を残したい」「民事法律扶助制度を利用したい」等の債務者の意向を十分に考慮するものとする。

イ 債務者の意向に添う処理が困難な場合には、債務者の理解を得られるよう丁寧に説明を行うものとする。

ウ 丁寧に説明を行っても債務者の理解が得られず、債務者の意向に添った処理を行う場合には、そのような状況をふまえて、第6号に規定する「リスクの告知」を行うものとする。

(5) 過払金返還請求事件を受任する際の原則

ア 弁護士は過払金返還請求事件を受任するに際しては、債務者の他の債務の存否を正確に聴取すること。

イ 債務者が他に債務を有していることを認識しながら、合理的理由なく、当該他の債務の整理を行わず、過払金返還請求事件のみを受任する等の処理を行わないものとする。

(6) リスクの告知

債務整理事件を受任するに際しては、債務者に対し、選択した手続及び処理方法並びにそれらに関して予測される次に掲げる事項その他の不利益を、受任弁護士自ら十分説明すること。

ア 破産を選択した場合に法律等に定められた資格制限があること。

イ 信用情報機関に事故登録される可能性があること。

ウ 不動産の所有権を失う可能性があること。

(7) 報告

ア 破産手続開始決定申立事件、民事再生手続開始決定申立事件等においては、速やかに、裁判所から送達された決定書等の原本又は写しを債務者に交付するものとする。

イ 任意整理事件（過払金請求事件を含む。）においては、取引履歴の開示、和解成立等の報告を行う等事件処理の進行状況に関し、受任弁護士自ら適宜報告を行うものとし、特に、過払金の返還を受けた場合は、債務者に速やかに報告し、清算方法を協議するものとする。

(8) 債務整理事件取扱いの広告

ア 弁護士費用を表示しない広告により、債務者との間でトラブルが発生している状況に鑑み、債務整理事件に関して広告をするに際しては、弁護士費用について表示するよう心がけること。

イ 債務整理事件を取り扱う旨の広告に関し、専ら過払金の回収を行う旨の広告を行い、その結果として、前各号に掲げる事項を配慮しない、又は第1条に規定する債

務整理事件処理の目的である債務者の経済的更生に適わない事件処理を行い、又はそのような結果を惹起することがないように、十分注意すること。

ウ 債務整理事件を取り扱う旨の広告を行う場合は、その広告の中に、依頼を受けるに際して受任弁護士による直接かつ個別の面談が必要となる旨の表示を行うよう努めること。

#### 附 則

この指針は、平成21年7月17日から施行する。

附 則（平成22年3月18日改正）

第3条の改正規定は、平成22年3月18日から施行する。

## 現在の検討事項

### 債務整理事件処理の規律について

#### I 経緯・趣旨

債務整理事件、過払金返還請求事件の大量発生⇒一部弁護士・司法書士による不適切な受任勧誘・事件処理、不相当な報酬請求・受領。

日弁連「債務整理事件処理に関する指針」(2009年7月17日理事会議決、2010年3月18日理事会議決により改正)：

- 直接個別面談原則。
- 受任にあたっての、弁護士費用の説明、民事法律扶助の告知、依頼の趣旨の尊重、リスクの告知。
- 過払金返還請求事件のみの受任(いわゆるつまみ食い)禁止。
- 広告に関する一定の規制。

など

「指針」では拘束力が十分ではない。そこで

(1) 会規<sup>1</sup>として制定し拘束力を持たせる(直接の懲戒の根拠となる)。

(2) 報酬上限規制を加える。

2010年8月～弁護士会等意見照会。2011年2月に予定の臨時総会で会規化を目指す(「債務整理事件処理の規律を定める規程(案)」)。

#### II 規制の考え方

##### 1. 目的

債務整理事件についての不適切な勧誘、受任及び事件処理に一定の規律を設けるとともに、主として過払金返還請求事件についての不当な額の報酬の請求、受領を規制する。

##### 2. 受任にあたっての規律

(1) 直接個別面談による聴取。

(2) 事件処理方針、不利益事項、弁護士費用、民事法律扶助の説明義務、受任弁護士の明示義務。

##### 3. 過払金返還請求事件に関する規律

過払金返還請求事件のみの受任の禁止。

##### 4. 典型的な消費者の任意整理事件についての報酬の規制

(1) 現行報酬規程の特則として着手金の考慮要素を規定

(2) 着手金の追加請求を原則禁止

<sup>1</sup> 日弁連内の規範形式としては総会決議を要する「会規」(会規の名称としては「規程」となる)。

- (3) 個別の法律事務についての手数料受領の禁止
- (4) 報酬金の種類の限定
- (5) 報酬金の上限規制
- 5. 事件処理報告・説明義務。
- 6. 広告に関する規律・努力義務。

以上